

児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」～ 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている方になります。)
対象児童 及び 支給月額	<p>※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子…と数えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得制限額未満の方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～3歳未満(一律) 15,000円 ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円 ・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ・ 中学生(一律) 10,000円 ● 所得制限額以上の方(特例給付) <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額5,000円(一律)
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、窓口へお問い合わせください。
支払時期	6月 〔2月～5月分〕 10月 〔6月～9月分〕 2月 〔10月～翌年1月分〕 ※年3回 10日支給(土日、祝日の場合はその前日)
請求手続き	<p>お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認印 ● 請求者名義の普通貯金通帳 ● 請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要) ● 1月1日現在日高町にいない方は、前住所地の「所得・課税証明書」

※ 公務員の方は勤務先へ請求してください。

※ 原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。

※ 受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。

☆6月に「現況届」の手続きが必要になります☆

児童手当をすでに受給している方は継続支給となりますので新たに申請手続きは必要ありませんが、6月に「現況届」が必要となります。

現況届の様式は6月中に受給対象となるすべての方に送付しますので、同封のご案内により手続きを行ってください。(以降、新たに受給対象となった方や対象児童が増えた場合は、出生届等の際に手続きを行ってください。)

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

<お問い合わせ>

保健福祉課 福祉・子育て支援グループ TEL 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 TEL 01457-6-3173

献血のご案内

北海道赤十字血液センターからのお知らせです。
 移動献血車による日高町内の献血事業を次の日程で実施いたしますので、献血にご協力願います。



6月5日(木)	10:00~11:00	日高西部消防組合前
	11:15~12:00	門別警察署前
	13:30~16:00	J A 富川前

平成26年度における献血事業は、7・11・12月にも予定しています。

【お問い合わせ】保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話01456-2-6183



思いがけない妊娠、予定外の妊娠でとまどっている方、妊娠したことを誰にも相談できずたったひとりで悩んでいる方に、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えたり、地域の相談窓口を紹介します。
 ひとりで悩まないで、一緒に解決策を探しましょう。

【にんしんSOSほっかいどうURL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninsin-sos/>

5月31日は世界禁煙デーです

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わない習慣を社会に広めることを目的として、世界保健機関(WHO)の決議により昭和63年に設けられました。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定めました。



たばこ関連の病気

たばこの煙には、依存症の原因となるニコチンのほか、タールや一酸化炭素、ヒ素やカドミウムなど、200種類以上の有害物質が含まれます。

喫煙により、がんや心臓病、脳卒中、歯周疾患、胃潰瘍、十二指腸潰瘍などが発症しやすくなります。

特に最近では、慢性気管支炎や肺気腫等の慢性閉そく性肺疾患(COPD)との関連が指摘されています。

妊産婦さんの喫煙要注意！！

妊婦の喫煙・受動喫煙は一酸化炭素やニコチンの影響で、胎児に様々な危険を与えます。

また、授乳婦の場合も赤ちゃんが直接煙を吸わなくても、母乳中にニコチンが濃縮されることにより、母乳を飲んだ赤ちゃんへ影響があります。

